

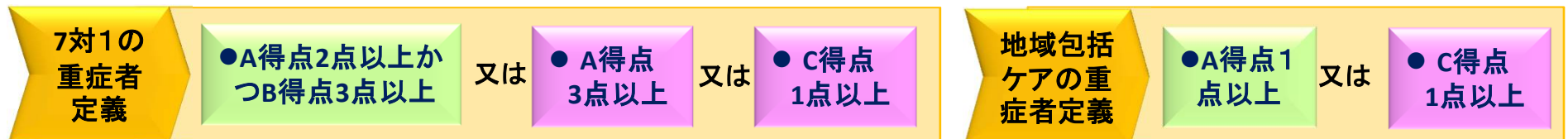
2016
改定

新たな一般病棟入院基本料用の重症度、医療・看護必要度の評価票

【7対1入院基本料、10対1入院基本料看護必要度加算、急性期看護補助体制加算、回復期リハ病棟1等】

厚労省 中医協関係資料を基に仲野メディカルオフィス作成

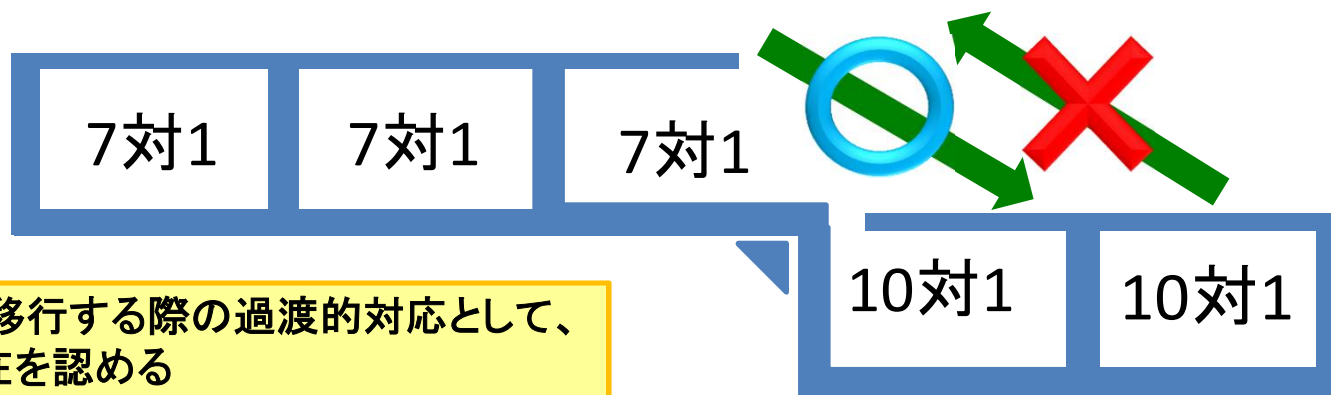
A項目 モニタリング及び処置等				B項目 患者の状況等					
						0点	1点	2点	
1	1点	創傷処置	創傷の処置(褥瘡の処置を除く)	9	寝返り	できる	何かにつまればできる	できない	
			褥瘡の処置	削除	起上がり	できる	できない	—	
2	1点	呼吸ケア(喀痰吸引の場合を除く)			座位保持	できる	支えがあればできる	—	
3	1点	点滴ライン同時3本以上の管理		14	新規 危険行動	ない	—	ある	
4	1点	心電図モニターの管理		15	新規 診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ	—	
5	1点	シリンジポンプの管理							
6	1点	輸血や血液製剤の管理		10	移乗	できる	見守り・一部介助が必要	できない	
7	2点	専門的な治療・処置		11	口腔清潔	できる	できない	—	
		①抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤のみ)		12	食事摂取	介助なし	一部介助	全介助	
		②抗悪性腫瘍剤の内服の管理		13	衣服の着脱	介助なし	一部介助	全介助	
		③麻薬の使用(注射剤のみ)							
		④麻薬の内服・貼付、坐剤の使用		新規	C項目 手術等の医学的項目			0点	1点
		⑤放射線治療		16	開胸の手術(7日間)		なし	あり	
		⑥免疫抑制剤の管理		17	開頭の手術(7日間)		なし	あり	
		⑦昇圧剤の使用(注射剤のみ)		18	開腹の手術(5日間)		なし	あり	
		⑧抗不整脈剤の使用(注射剤のみ)		19	骨の観血的手術(5日間)		なし	あり	
		⑨抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用		20	胸腔鏡・腹腔鏡手術(3日間)		なし	あり	
8	2点	⑩ドレナージの管理		21	全身麻酔・脊椎麻酔の手術(上記を除く)(2日間)		なし	あり	
		新規 ⑩無菌治療室での治療	22	救命等に係る内科的治療(2日間)		なし	あり		
		新規 救急搬送(2日間)							



7対1と10対1入院基本料の病棟群単位届出措置

厚労省 中医協関係資料を基に仲野メディカルオフィス作成

- (1) 可能な医療機関は、平成28年3月31日時点で直近3月以上一般病棟7対1入院基本料(特定機能病院、専門病院を含む)を届け出ており、当該入院基本料を算定する病棟を複数有する医療機関であること。
- (2) 4病棟以上を有する医療機関が届け出る場合、一つの入院基本料の病棟の数は複数とすること。
- (3) 病棟群単位の新たな届出は1回に限り、平成28年4月1日から平成29年3月31日の期間に行われること。
- (4) 当該届出措置を利用した場合には、平成29年4月1日以降は、7対1入院基本料の病床数は、当該医療機関の一般病棟入院基本料の病床数の100分の60以下とすること(特定機能病院は除く)。
- (5) 当該届出措置を利用した場合は、原則として7対1入院基本料病棟と10対1入院基本料病棟との間での転棟はできないこと。



7対1から10対1に移行する際の過渡的対応として、
入院基本料の混在を認める
ただし、10対1から7対1の移行(上り)は不可